

よくあるご質問

(第1版 令和5年10月26日)

I 岐阜市省エネ家電購入支援事業の概要

Q1-1 いつ家電を購入すればよいですか？ <購入対象期間>

A 購入対象期間は、令和5年12月1日(金)から令和6年1月31日(水)までです。ただし、予算上限に達した場合は、期間内でも受付を終了します。なお、予算の進捗状況は、岐阜市ホームページでご確認いただけます。

Q1-2 いつ申請すればよいですか？ <申請受付期間>

A 申請受付期間は、令和5年12月15日(金)から令和6年2月15日(木)までです(先着順・当日消印有効)。
ただし、予算上限に達した場合は、期間内でも受付を終了します。
なお、予算の進捗状況は、岐阜市ホームページでご確認いただけます。

Q1-3 「購入日」はいつの時点のことですか？

A 注文日(注文書に記載の日付)又は購入代金支払日(レシートや領収書に記載の日付、手付金も含む)のいずれも可とします。

Q1-4 令和5年12月1日より前に購入したものを令和5年12月1日以降に設置した場合は、対象になりますか？

A 対象になりません。設置した日にかかわらず、令和5年12月1日(金)から令和6年1月31日(水)までに購入した家電製品が対象になります。ただし、予算上限に達した場合は、期間内でも受付を終了します。なお、予算の進捗状況は、岐阜市ホームページでご確認いただけます。

Q1-5 岐阜市外の店舗で購入しても対象になりますか？

A 対象になりません。また、インターネットでの購入(ネット通販やオンラインショップでの購入)も対象になりません。

Q1-6 買い替えてではなく新たに購入した場合も対象になりますか？

A 対象になります。

Q1-7 リユース(中古品)も対象になりますか？

A 対象になりません。新品(未使用品)を要件としています。

Q1-8 リース品は対象になりますか？

A 対象になりません。家電製品の購入を要件としています。

2 対象家電

Q2-1 業務用の冷蔵庫やエアコンは対象になりますか？

- A 対象になりません。「省エネ型製品情報サイト」(経済産業省資源エネルギー庁)に登録されている家庭用機器が対象です。

Q2-2 家電製品の多段階評価点(★の数)はどのように確認できますか？

- A 店頭に表示されている製品ごとの統一省エネラベルでご確認いただけます。また、「省エネ型製品情報サイト」でもご確認いただけます。

※「省エネ型製品情報サイト」(経済産業省資源エネルギー庁)

<https://seihinjyoho.go.jp/>

Q2-3 店頭の表示では「目標年度2027年度」が確認できません。どうすればよいですか？

- A 購入店舗にご確認いただくか、「省エネ型製品情報サイト」でご確認ください。

※「省エネ型製品情報サイト」(経済産業省資源エネルギー庁)

<https://seihinjyoho.go.jp/>

Q2-4 購入するエアコンは、「目標年度2010年度」に対する多段階評価点が3.0以上ですが、対象になりますか？

- A 対象になるエアコンは、「目標年度2027年度」に対する多段階評価点が3.0以上の製品です。

「目標年度2010年度」では、3.0以上であっても、「目標年度2027年度」では、3.0を下回る製品もあります。この場合は、本事業の対象外となりますので、必ず「目標年度2027年度」の多段階評価点をご確認ください。

Q2-5 購入する家電製品が「省エネ型製品情報サイト」に登録がありません。どうしたら多段階評価点が確認できますか？

- A 「省エネ型製品情報サイト」に登録がない家電製品については、メーカーや購入店舗にご確認ください。

対象家電である場合は、説明書やパンフレットなど、対象であることを確認できる書類を申請書に添付してください。

Q2-6 家電量販店のオリジナルモデルも補助対象になりますか？

- A 対象家電の要件を満たしていれば対象になります。

なお、一部のオリジナルモデルについては、「省エネ型製品情報サイト」に掲載がない場合がありますので、メーカーや購入店舗にご確認ください。対象家電である場合は、説明書やパンフレットなど対象であることを確認できる書類を申請書に添付してください。

3 補助金額

Q3-1 設置費や配送料は補助対象になりますか？

- A 対象になりません。補助対象経費は、対象家電本体の購入に伴う支払額(税抜)のみです。
次の経費は補助対象外です。なお、補助対象外の経費を除いた支払額(税抜)が10万円以上であることが必要です。

◎補助対象外の経費

- ・ 対象家電の設置に要する工事費
- ・ 対象家電の設置に必要な部品、付帯設備等の購入費
- ・ 配送料
- ・ 諸経費(保証料、リサイクル料等)
- ・ 消費税及び地方消費税

Q3-2 対象家電を複数台購入した場合、補助金額はいくらになりますか？

- A 対象家電本体の購入に伴う支払額(税抜)の合計額により補助金を算定します。

<例1>

本体7万円(税抜)の対象家電を2台購入した場合

支払額(税抜) 7万円×2台=14万円

補助金額 2万円(補助対象経費10万円以上20万円未満に該当)

<例2>

本体25万円(税抜)の対象家電を2台購入した場合

支払額(税抜) 25万円×2台=50万円

補助金額 4万円(補助対象経費20万円以上に該当)

Q3-3 店舗の割引やクーポン等を適用した場合、補助対象経費はどのように算定しますか？

- A 割引後の対象家電本体の購入に伴う支払額(税抜)により算定します。

<例>

本体11万円(税抜)の対象家電の購入に対し、2万円分の割引が適用される場合

支払額(税抜) 11万円-2万円=9万円 ※補助対象経費

補助金額 補助対象外(補助対象経費が10万円を下回るため)

Q3-4 各種のポイントを使用して支払った場合も対象になりますか？

- A 対象になります。使用したポイントも支払額の一部とします。

Q3-5 購入に伴い付与される各種のポイントは支払額から減額されますか？

A 支払額から減額しません。

Q3-6 対象家電と対象外家電を同時購入し、合計金額に対してセット割引が一括適用される場合、補助対象経費はどのように算定しますか？

A セット割引が一括適用される場合、次の例のとおり、割引額を家電ごとの支払額(税抜)が総額に占める割合で案分し、各家電の支払額(税抜)から差し引く方法により算定します。

<例> 3つの家電の支払総額500,050円に対して、100,010円のセット割引が適用される場合

※算定の際は、10円以下を切捨て、支払総額を500,000円(a)、割引額100,000円(d)とします。

支払額(税抜) 内訳	支払総額に対する割合 ※小数点以下切捨て	割引額案分 ※10円以下切捨て	割引後支払額 (税抜)	
(b)	(c)=(b/a)	(e)=(d×c)	(f)=(b-e)	
家電A(★3.0)	350,100円	70%	70,000円	280,100円
家電B(★2.0)	99,900円	19%	19,000円	80,900円
家電C(★1.0)	50,000円	10%	10,000円	40,000円
合計	500,000円			

○対象家電 家電A

○支払額(税抜) 28万100円 ※補助対象経費

○補助金額 4万円(補助対象経費20万円以上に該当)

4 申請条件

Q4-1 複数回に分けて対象家電を購入した場合は、その都度、申請できますか？

A 申請は1回に限ります。複数回に分けて購入された場合は、1回にまとめて申請してください。

Q4-2 世帯主でなくても申請できますか？

A 申請可能です。

ただし、提出書類の全てが、同一名義であることが必要です。

Q4-3 同一世帯の親と子でそれぞれ対象家電を購入しましたが、それぞれで申請することができますか？

A 同一世帯からの申請は1回に限ります。ご質問のケースでは、親と子のどちらかでまとめて申請してください。

Q4-4 世帯主が異なる2世帯住宅に住っていますが、申請者の住所が同じになるため同一世帯として扱われますか？

- A 世帯分離されている場合は別世帯の扱いとし、各世帯で申請可能です。ただし、同一住所からの申請となりますので、各世帯の住民票（世帯員全員の写し・謄本）を提出いただくなど、別世帯であることを確認させていただきます。
- なお、同一敷地内（同一住所）に住宅が2軒ある場合も、世帯分離されている場合は同様の取扱いとします。

Q4-5 申請者の自宅ではなく、異なる住所の家族の住宅に設置する場合、対象になりますか？

- A 設置場所が岐阜市外の場合は対象になりません。設置場所が岐阜市内の場合は対象になりますが、申請書の「設置住所等」の欄に設置場所を記入し、配達・設置工事書類の写しなど設置場所がわかる資料を申請書に添付してください。

Q4-6 法人が購入して事業所に設置する場合は対象になりますか？

- A 対象になりません。本事業は、個人の方を対象にしています。

Q4-7 個人事業主が購入した対象家電を事業所に設置する場合は対象になりますか？

- A 対象になりません。店舗兼住宅の場合は、家庭用として居住区域で使用する場合に限り対象になります。

Q4-8 岐阜市内の店舗で対象家電を購入しましたが、岐阜市内に引っ越してきたばかりで、まだ住民登録はしていません。申請は可能ですか？

- A 申請時までには岐阜市内に住民登録していただく必要があります。運転免許証の住所変更がされていないなど、本人確認書類で確認ができない場合は、住民票の写しを提出してください。

Q4-9 他の補助金との併用は可能ですか？

- A 本補助は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、実施しています。
- 国土交通省の「こどもエコすまい支援事業」による補助を受けエアコン等を設置した場合、本補助との併用はできません。
- その他、国や県等の補助を受けて対象家電を設置する場合、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した補助の併用が可能か、補助金の執行団体にご確認ください。

5 申請方法

Q5-1 申請書はどこで手に入りますか？

- A 岐阜市ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。また、事務局、各コミュニティセンター、市内の主な家電販売店でも配布します。

◎岐阜市ホームページ（岐阜市省エネ家電購入支援事業）

<https://www.city.gifu.lg.jp/kurashi/kankyo/102949/1023004/index.html>

◎市コミュニティセンターの一覧

<名称>	<所在地>	<電話番号>
東部コミュニティセンター	岐阜市芥見4丁目80番地	058-241-2222
西部コミュニティセンター	岐阜市下鵜飼1丁目105番地	058-230-1350
北部コミュニティセンター	岐阜市八代1丁目11番13号	058-233-2110
南部コミュニティセンター	岐阜市加納城南通1丁目20番地	058-272-2341
日光コミュニティセンター	岐阜市日光町9丁目1番地3	058-233-7333
長森コミュニティセンター	岐阜市前一色1丁目2番1号	058-247-2066
市橋コミュニティセンター	岐阜市市橋6丁目13番25号	058-275-3412
北東部コミュニティセンター	岐阜市福富迎田6番地1	058-229-3226

Q5-2 家電販売店が、購入者の代わりに申請できますか？

- A 家電販売店が申請者になることはできません。

Q5-3 購入した家電製品の保証書は手元に届くのが設置時になります。事前に申請することはできますか？

- A 事前の申請はできません。申請には、レシート・領収書等、保証書の写しが必要となりますので、購入の際に納品・設置までの期間を確認してください。なお、令和6年2月15日(木)までに設置及び申請を行ってください。ただし、予算上限に達した場合は、期間内でも受付を終了します。

Q5-4 事前に補助要件を満たしているか確認してから申請したいのですが、電話すれば確認してもらえますか？

- A 申請内容が補助要件を満たしているかの事前確認は行いません。ご自身で申請内容をご確認いただき、申請を行ってください。

Q5-5 添付書類は原本を提出してもよいですか？

- A 原則、写しを提出してください。原本を提出しても問題ありませんが、提出された申請書一式は、補助金申請を取り下げの場合を除き返却できませんので、ご郵送いただく前に、書類等を写真で撮る、又はスキャンやコピーを残されるなど、ご自身で控えを保管してください。

Q5-6 レシートや領収書の中に対象外の製品が含まれていても問題ありませんか？

- A 問題ありません。
ただし、対象外の製品が含まれている場合は、対象家電本体の購入金額（税抜）が確認できることが必要です。円滑な審査のため、対象外の製品には「対象外」とメモしていただくなど、ご協力をお願いします。

Q5-7 手書きの領収書でも大丈夫ですか？

- A 申請は可能です。
ただし、購入日、購入金額(税抜)、製品型番、購入店舗名が確認できることが必要です。

Q5-8 領収書の発行金額は、工事費など諸費用を含む総額でも大丈夫ですか？

- A 領収書の発行金額が工事費等を含む総額の場合、対象家電の購入金額が確認できなくなります。領収書の但し書きに、製品型番、対象家電本体の購入に伴う支払額(税抜)などを必ず記載してもらってください。

Q5-9 レシート、領収書を紛失した場合は申請できませんか？

- A 購入店舗が発行する購入日、購入金額(税抜)、製品型番、購入店舗名がわかるものがあれば、申請は可能です(保証書も同様)。

Q5-10 保証書に店舗印がありませんが、店舗印は必須ですか？

- A 販売店舗に店舗印の押印を依頼してください。
ただし、販売店舗が独自発行する保証書添付用のレシートなどがある場合は、保証書と併せて写しを提出していただいても構いません。

Q5-11 補助金の振込先を、通帳がないネット専業銀行などにすることは可能ですか？

- A 可能です。添付資料として、申請書に記載された振込先の情報が確認できるスクリーンショットや情報照会画面等をプリンター等で出力して添付してください。

Q5-12 申請時の個人情報はどうのように扱われますか？

- A 本事業に必要な諸連絡のためにのみ使用し、その他の目的には一切使用しません。

Q5-13 申請書の提出先はどこですか？

- A 申請フォーム又郵送で事務局へ提出してください。
事務局に持参される場合は、平日8:45~17:30(12/29~1/3を除く)のみ受け取り可能です。

◎提出先

〒500-8701 岐阜市司町40-1
岐阜市 環境部 脱炭素社会推進課
省エネ家電購入支援事業事務局

※申請書の未達等の責任を、市では負いかねますので、郵送には簡易書留や特定記録郵便、特定記録封筒(レターパック)など郵便物の追跡ができる方法をご利用ください。

※郵送に必要な分の切手を貼ってください。

※配達状況に関するお問い合わせには、市ではお答えできません。配達業者にお問い合わせください。

Q5-14 申請書が事務局に到着したかの確認はどのようにすればよいですか？

- A 事務局までお問い合わせいただければ、お答えします。その際に、ご本人確認のため、申請者名、住所、電話番号などを確認させていただきます。

6 審査及び支払い

Q6-1 提出書類に不備があった場合は、どのようになりますか？

- A 事務局から、申請書に記載の連絡先(電話又はメールアドレス)へご連絡させていただきますので、ご対応をお願いします。

Q6-2 書類を追加提出する場合は、どのようにすればよいですか？

- A 事務局へ郵送されるか、平日8:45~17:30(12/29~1/3を除く)に事務局へ提出してください。
なお、郵送料は申請者にてご負担をお願いします。

Q6-3 申請から補助金が振り込まれるまで、どのくらいかかりますか？

- A 申請書に不備がなければ、通常は書類が到着してから1か月半程度で指定口座に振り込みます。
ただし、申請数の状況により、振込が遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。